

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。葉桜の緑があざやかな季節になりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
「令和6年度税制改正」より定額減税についてご紹介いたします。

令和6年度税制改正（定額減税について）

○事業所得者などに係る定額減税

原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除されます。

予定納税の対象となる方は、確定申告での控除を待たずに令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額から納税者本人分(3万円)に係る金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者又は扶養親族に係る金額(1名につき3万円)は予定納税額の減額申請の手続きにより控除することができます。第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、第2期分予定納税額から控除します。

※予定納税額からの定額減税に関する諸手続きのほか、確定申告による精算に関する手続きの詳細については、後日国税庁ホームページにて掲載される予定となっております。

国税庁：「定額減税について」より抜粋

○定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付金）

【調整給付金】

定額減税において、納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）の数から算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付します。

なお、早期に給付をお届けする観点から、2023（令和5）年の課税状況に基づき、給付額が算定されます。2024（令和6）年分の所得税額が確定した後、2023（令和5）年と比較して所得に変動があるなどの一定の事情によって、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。

【給付金の申請及び給付の方法】

通常の場合、市区町村の準備が出来次第、給付対象者に対してご案内がありますので、内容をご確認ください。

なお、市区町村によって、給付についてこの他に独自の要件を設けている場合がありますので、給付金の支給に当たっては、お客様に行っていただく手続や具体的な給付方法は、市区町村ごとに異なりますのでお住まいの市区町村から送付される申請書・確認書等の内容をご確認ください。

※給付ごとに各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください。

内閣官房：「定額減税・各種給付の詳細」より抜粋

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350